

民事裁判手続のIT化に関する経緯等

1 平成16年に行われた民事訴訟法改正に至る経緯

最高裁判所は、司法制度改革審議会の意見書（平成13年6月）の「最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきである。」との提言を受け、平成14年3月、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる。」との司法制度改革推進計画要綱を公表した。

そこで、法制審議会（民事・人事訴訟法部会）において、この点について審議が行われ、平成14年6月に取りまとめられた「民事訴訟法改正要綱中間試案」には、検討項目として、裁判所への情報通信技術（IT）の導入のための所要の手当てを講ずることが記載されたが、最終的に、同項目については、引き続き審議を行うこととされた。その後、上記部会の名称が、民事訴訟・民事執行法部会に改められた上で、同部会において、民事訴訟手続等のオンライン化についての調査・審議が行われた。そして、平成16年2月にされた法制審議会の答申に基づいて、法務省において、民事訴訟手続の申立て等のオンライン化を実現することなどを内容とする「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が立案され、同法律案は、第159回国会に提出された。同国会では、同法律案は継続審議となったが、同年11月26日、第161回国会において、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号。以下「改正法」という。）が成立した。

2 改正法の概要

改正法においては、社会のIT化に対応し、民事訴訟等の手続をより国民に利用しやすいものとするために、民事訴訟に関する手続における申立て等のうち、法令上書面をもってすることとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネット等を利用して申立て等を行うことができるものとされた（民事訴訟法第132条の10）。

また、督促手続については、簡易迅速を旨とする手続の特質にかんがみ、処分の告知をオンラインで行ったり、支払督促等を電磁的記録により作成することができるようにするなど、その手続全体にわたって、原則としてオンライン化を進めることとされた（民事訴訟法第397条から第402条まで）。

なお、民事訴訟手続等のオンライン化については、民事訴訟法において申立て等のオンライン化のための通則規定を置くことにより、同法を適用し、準用し、またはその例によることとされている他の法令に基づく申立て等、例えば、民事執行事件、倒産事件などの手続の申立て等についてのオンライン化も法制上許容されると解されている。

3 改正法施行後の状況等

改正法が施行され、支払督促手続については、平成18年、オンラインでの申立て等を可能とする「督促手続オンラインシステム」が導入され、年間9万件以上利用されるなど利用者の利便性を向上させるためにIT技術の活用が図られてきた。

他方、民事訴訟一般に関しては、民事訴訟法第132条の10の施行前に、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則（平成15年最高裁判所規則第21号）及び同規則施行細則（平成16年最高裁判所告示第1号）が定められ、平成16年以降、民事訴訟規則により書面等によりすることとしている申立て等のうち、ファックスで提出することができるものについてはオンラインでの申立て等を可能とする試験的な運用が一部の裁判所において実施されたが、利用実績に乏しかったことなどもあり、平成21年3月にその試行が終了された。現行の最高裁判所規則等の下では、同条に基づくオンラインでの申立て等を行うことはできず、現在、オンラインでの訴え提起や書面提出は認められていない。

4 諸外国の状況

諸外国の状況については、欧米を中心に裁判手続等のIT化が既に進められてきており、アメリカ、シンガポール、韓国等では、IT化した裁判手続等の運用が広く普及・定着しているほか、ドイツ等でも、近年、IT化の本格的取組が着実に進展しているようである。

5 政府における最近の動き

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」（有識者会議）は、以上の状況を踏まえて、平成30年3月30日、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」をまとめた。上記報告書においては、民事裁判手続のIT化を推進していくべきであり、その検討に際しては、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとされている。また、そのためには、民事裁判の基本原則を実質的観点から再検証しつつ、IT化によってもたらされる利便性を最大限に引き出すことや、裁判所を始めとする関係者の業務効率の向上、民事訴訟のプラクティス全体の在り方を見据えた検討を行っていくこと、「3

つのe」を目指すという観点から検討を進めることなどが必要である旨が指摘された上、法務省においては、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に検討を行うとされている。

その後、政府は、「未来投資戦略（成長戦略）2018」（平成30年6月15日閣議決定）を取りまとめ、裁判手続等のIT化について、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこと」とした上で、上記報告書において示されたスケジュールに従って、取組を進めることとしたほか、「知的財産推進計画2018」（同月12日知財戦略本部決定）においても、「民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。」とされている。

以上